



茨城県報

第 596 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 21 日

金 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課) 2
- 茨城県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2

告 示

- 茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき知事が別に定める額の一部改正 (保健政策課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (中小企業課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 9
- 令和 7 年度茨城県立産業技術専門学院普通課程 (1 年訓練) の普通職業訓練に係る訓練生の定員及び訓練期間 (産業人材育成課) 9
- 令和 8 年度茨城県立産業技術専門学院普通課程の普通職業訓練に係る訓練生の定員及び訓練期間 (産業人材育成課) 10
- 令和 7 年度普通職業訓練普通課程 (離職者等再就職訓練) に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等 (産業人材育成課) 11
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 12
- 保安林の指定の解除 (2 件) (林業課) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 12
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 13
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課) 13
- 事業計画の変更の認可 (2 件) (下水道課) 14

公 告

- 基本測量の終了 (用地課) 15
- 公共測量の終了 (2 件) (用地課) 15
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 15

訓 令

(県 議 会)

- 茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 16

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 (2 件) 16

茨城海区漁業調整委員会指示第 8 号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 21 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

（操業の承認）

- 1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

（承認対象漁船）

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数 30 トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

（県外船の承認定数）

- 3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は 22 隻とする。

（制限又は条件）

- 4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から 10,000 メートル以内の海域で操業してはならない。

- (2) 電気設備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180 k w 以下でなければならない。

- (3) 承認証備え付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

（漁獲実績報告書の提出）

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和 8 年 6 月 30 日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

（承認の取り消し）

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

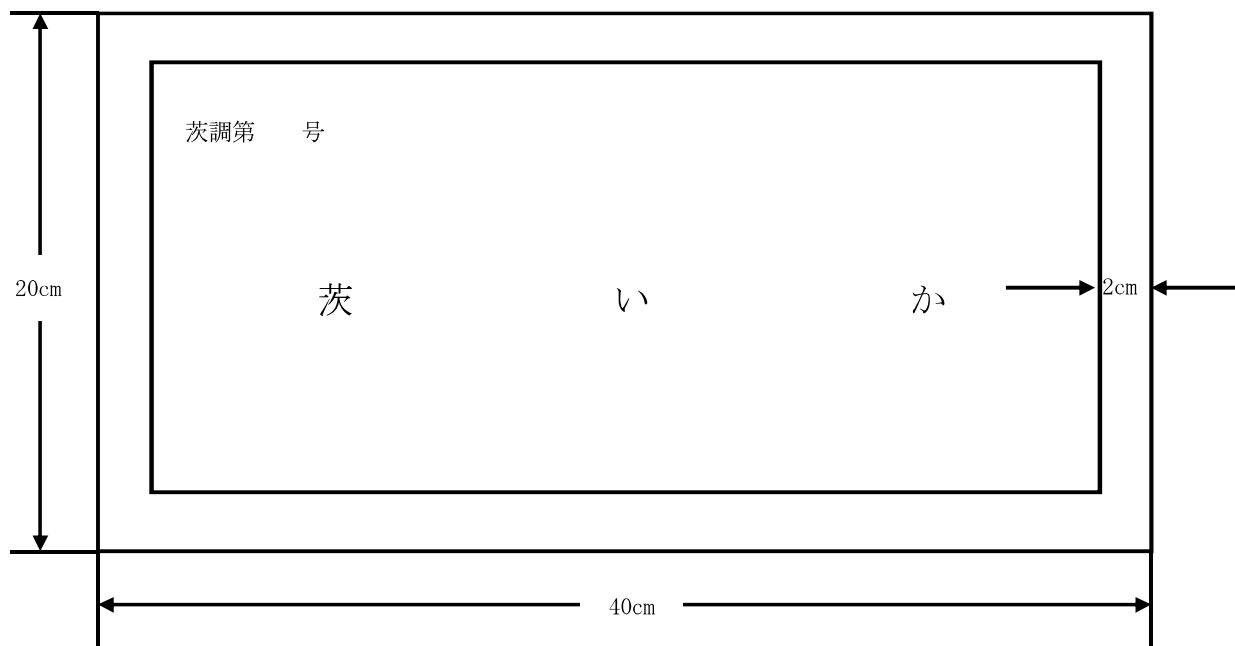
（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。

（取扱の細目）

- 8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和 7 年 3 月 21 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 8 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第 2 号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

（1）申請理由書

（2）漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

（3）前年の水揚げ実績を証する書面（6 に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

（承認申請書の提出期限）

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和 7 年 8 月 31 日までとする。

（承認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第 3 号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第 5 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（漁獲実績報告書）

- 6 委員会指示第 5 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

いか釣り漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請理由書	漁船原簿謄本	水揚げ実績を証する書面

様式第 3 号

茨調第 号	
い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
承 認 有 効 期 間	
制 限 又 は 条 件	1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180 k w以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会 長	

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

いか釣り 漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名		総トン数		登録番号		操業期間	月 日から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	----------------

操 業 状 況

月	操 業 日 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
			い か	そ の 他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

注 1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。
注 2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。